広島県を甲とし、〇〇〇〇株式会社を乙とし、〇〇機器販売会社を丙として、甲、乙及び丙は、次のとおり賃貸借契約を締結した。

(目的)

第1条 乙は、丙から次の物件(以下「貸付物件」という。)を取得した上で甲に賃貸し、甲は、 これを賃借することを約した。

1	品 名	エルタックス(電子申告)用ノートパソコン等一式
2	規格	
3	数量	調達仕様書のとおり
4	設置場所	

(賃貸借の期間)

- 第2条 この契約の期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和8年度以降において、当該貸付物件の賃借料の支払に係る甲の 歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、甲は契約を解除することができるも のとする。

(賃借料)

第3条 貸付物件の賃借料は、月額金〇〇、〇〇〇円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

(賃借料の支払)

- 第4条 乙は、1か月ごとにその期間満了後の賃借料を甲に請求するものとし、甲は、乙から適法 な請求書を受領した日から30日以内に賃借料を支払うものとする。
- 2 甲は、前項の支払期限までに乙に賃借料を支払わないときは、甲は、乙に支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの遅延日数1日に応じて、未払の賃借料につき年2.5 パーセント(算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率)の割合で算定した額の遅延利息を支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

(損害賠償)

第6条 甲、乙又は丙は、自己の責めに帰すべき理由により、相手方に損害を与えたときは、その 損害を賠償するものとする。

(催告解除)

- 第7条 甲は、乙又は丙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約の解除をすることができない。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙又は丙は、第2条に記載の賃貸借の 期間の月数に第3条に記載の賃借料の月額を掛けた額の10分の1に相当する額を違約金とし て甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、解除の原因がこの契約及び取引上

- の社会通念に照らして乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときはこ の限りでない。
- 4 甲は、第1項の規定による契約の解除に伴い、損害を被ったときは、前項の違約金の額を超える損害が甲に発生した場合、甲は、乙又は丙に対して、その超過額の支払を請求することができる。
- 5 甲は、本条各項の規定により本契約を解除した場合、それにより乙又は丙に損害が生じても、 何ら賠償責任を負わない。

(無催告解除)

- 第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の全部を解除することができる。
 - (1) 債務の全部が履行不能であるとき。
 - (2) 乙又は丙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙又は丙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙又は丙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙又は丙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の 一部を解除することができる。
 - (1) 債務の一部が履行不能であるとき。
 - (2) 乙又は丙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 項の規定による 契約の解除をすることができない。
- 4 前条第3項から第5項までの規定は、第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合について準用する。
- 第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除する ことができる。
 - (1) 乙又は丙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。 以下「独占禁止法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令(以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 乙又は丙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次項において単に「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙又は丙(乙又は丙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙又は丙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙又は丙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

- 3 第9条第3項から第5項までの規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。
- 第 10 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙又は丙の役員等(乙又は丙が個人である場合にはその者を、乙又は丙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
 - (2) 乙又は丙の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 乙又は丙の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 前3号のほか、乙又は丙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき 関係を有していると認められるとき。
 - (5) 乙又は丙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
 - (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知り ながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙又は丙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙又は丙に対して当該契約の解除を求め、乙又は丙がこれに従わなかったとき。
- 2 第8条第3項から第5項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第11条 乙又は丙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 乙又は丙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じ なければならない。
- 3 乙又は丙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(損害金の予定)

- 第12条 甲は、第11条第1項及び第2項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、第2条に記載の賃貸借の期間の月数に第3条に記載の賃借料の月額を掛けた額の10分の2に相当する金額の損害金を甲が指定する期間内に支払うよう乙又は丙に請求するものとする。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、甲が当該 超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は、第2条に記載の賃貸借の期間が終了した後も適用されるものとする。 (貸付物件の返還)

第 13 条 甲は、賃貸借期間が満了したとき又は第2条第2項若しくは第9条から第 12 条までの 規定によりこの契約が解除されたときは、貸付物件を速やかに返還するものとする。この場合に おいて、当該返還に要する費用は、乙の負担とする。

(権利義務の譲渡などの禁止)

- 第 14 条 乙及び丙は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しく は義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合は、この限りでない。 (秘密の保持)
- 第15条 乙及び丙は、この契約の履行に関して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。 (個人情報の保護)
- 第 16 条 乙及び丙は、この契約の履行により個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報 取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(実地調査など)

- 第 17 条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙又は丙に対し、乙又は丙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。
- 2 乙又は丙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。 (疑義の解決)
- 第18条 この契約の履行について疑義を生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。 (管轄)
- 第 19 条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、広島地方裁判所を第一審の専 属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和7年〇〇月〇〇日

甲 広島県 代表者 広島県知事 湯﨑 英彦 印

乙 ○○市○○町○番○号○○○○株式会社代表取締役 ○○ ○○ 印

丙 〇〇市〇〇町〇番〇号 〇〇機器販売会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印